厚生労働大臣の定める掲示事項

I 入院基本料について

当院では、(日勤、夜勤あわせて)入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。また入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

Ⅱ入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

Ⅲ DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する"DPC対象病院"となっております。

※医療機関別係数1.5436

(基礎係数1.0451+機能評価係数I0.3815+機能評価係数I0.0897+救急補正係数0.0273)

IV 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の 算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の ない方についても明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた 検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、そ の代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出くださ い。

▼ 初診および再診に係る費用の徴収について

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については初診に係る費用として 7,700円(税込)を徴収いたします。また、他の医療機関に対して文書により紹介を行ったにもかかわらず、引き続き当院を受診される場合、通常の診療費とは別に3,300円(税込)を徴収いたします。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。この費用は、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分についてその費用を徴収することができると定められたものです。

Ⅵ 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が180日を超えた場合につきましては、選定療養費として1日につき**2,532 円**を徴収することになります。ただし、厚生労働大臣が定めた特別な状態に該当する患者さんには適応されません。

Ⅵ 入院時食事療養費について

当院は、厚生労働大臣の定める基準により食事の提供を行い、【入院時食事療養費(I)】を届け出ております。療養のための食事は管理栄養士の管理の下に適時・適温で提供しております。(夕食につきましては、18時以降に提供しております)